

○養老町長とのふれあいトーク実施要領

(目的)

第1条 この要領は、町長が町内で活動する団体やグループ等のもとへ出向き直接対話をし、町政について意見交換をする養老町長とのふれあいトーク（以下「ふれあいトーク」という。）を実施することにより、住民の町政に関する理解を深め、協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(対象)

第2条 ふれあいトークは、町内に在住・在勤又は在学する概ね10人以上の者で構成された団体及びグループ等（以下「グループ等」という。）を対象とする。

2 母体を同じくするグループ等とのふれあいトークの実施は、1年度につき1回とする。

(主催)

第3条 ふれあいトークの主催はグループ等とし、会場の確保・費用負担、参加者への案内、当日の準備や進行等の一切を行うものとする。

(テーマ)

第4条 ふれあいトークのテーマは、これからの町全体又は地域のまちづくりの推進に関するもので、事前に主催者と町が協議の上で決定するものとする。

(申込み)

第5条 ふれあいトークの実施を希望するものは、原則として実施しようとする日の20日前までにふれあいトーク申込書（別記様式）を提出しなければならない。実施日時等は、申込者と協議の上で決定するものとする。

(実施会場)

第6条 ふれあいトークの会場は、地区公民館等の公共施設とする。ただし、双方が協議し、公共施設以外の場所でも実施できる。

2 会場使用料等が必要な場合は、申込者が負担するものとする。

(実施日時等)

第7条 実施日時は、午前9時から午後9時までの間の2時間以内とする。ただし、次の各号に掲げる期間を除く。

- (1) 12月28日から翌年の1月4日までの期間
- (2) 町議会会期中
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第5章に規定する選挙期日以前1箇月間

(実施制限)

第8条 次の各号に該当するときは、ふれあいトークの実施を制限するものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の営利事業の支援につながるおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治団体や宗教団体に特別の利益や不利益となるおそれがあるとき。
- (4) 苦情や要望を主たる目的となるおそれがあるとき。
- (5) 懇親会等、飲食を伴う会が同時に予定されているとき。
- (6) 直近6箇月以内に町長と懇談の機会を持ったことがあるとき。
- (7) その他ふれあいトークの目的に反するおそれがあると認められたとき。

(出席者)

第9条 ふれあいトークには、町長が出席するものとする。ただし、町長が特に必要と判断した場合、説明員として職員を出席させることができる。

(庶務)

第10条 ふれあいトークの庶務は、総務部企画財政課が行い、テーマによっては業務を所掌する課等が会議に出席し、取りまとめを行う。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。